

乗降設備関連規則の見直しに関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
居住衛生設備規則
居住衛生設備規則検査要領

改正事項

乗降設備関連規則の見直しに関する事項

改正理由

乗降設備に関しては、SOLAS 条約第 II-1 章第 3-9 規則及び MSC.1/Circ.1331 に基づき国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に対して設置が要求されている。また、日本籍船舶に対する特別要件として、国際航海に従事する総トン数 300 トン以上 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 300 トン以上の船舶に対しても、乗降設備の設置が要求されている。

乗降設備に関する要件については、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に対する要件は鋼船規則に、日本籍船舶に対する特別要件については、居住衛生設備規則にそれぞれ規定されており、複雑な規則体系となっていることから、今般、当該要件を鋼船規則に移設し、分かり易い規則体系とするよう関連規定を改めた。

また、日本籍船舶に対する特別要件が適用される船舶に対しては、乗降設備の種類及び使用材料に応じて、JIS F2605, JIS F2612, JIS F2613, JIS F2621 又は JIS F2623 等のいずれかに適合するものの使用が認められていることから、今般、当該要件を併せて規定した。

改正内容

- (1) 居住衛生設備規則に規定する乗降設備に関する要件を鋼船規則に移設した。
- (2) 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 300 トン以上の船舶にあっては、MSC.1/Circ.1331 に適合する乗降設備に代えて、JIS F2605, JIS F2612, JIS F2613, JIS F2621 又は JIS F2623 等のいずれかに適合する乗降設備とすることができる旨規定した。